

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 8 号

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改め、同条第 2 号中「5 円 1 8 銭」を「5 円 6 2 銭」に、「3 8 6, 5 0 0 円」を「4 1 9, 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、同条第 2 号中「2 8 円 3 5 銭」を「3 0 円 7 3 銭」に、「5 8 6, 9 0 5 円」を「6 0 9, 6 9 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 8 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。